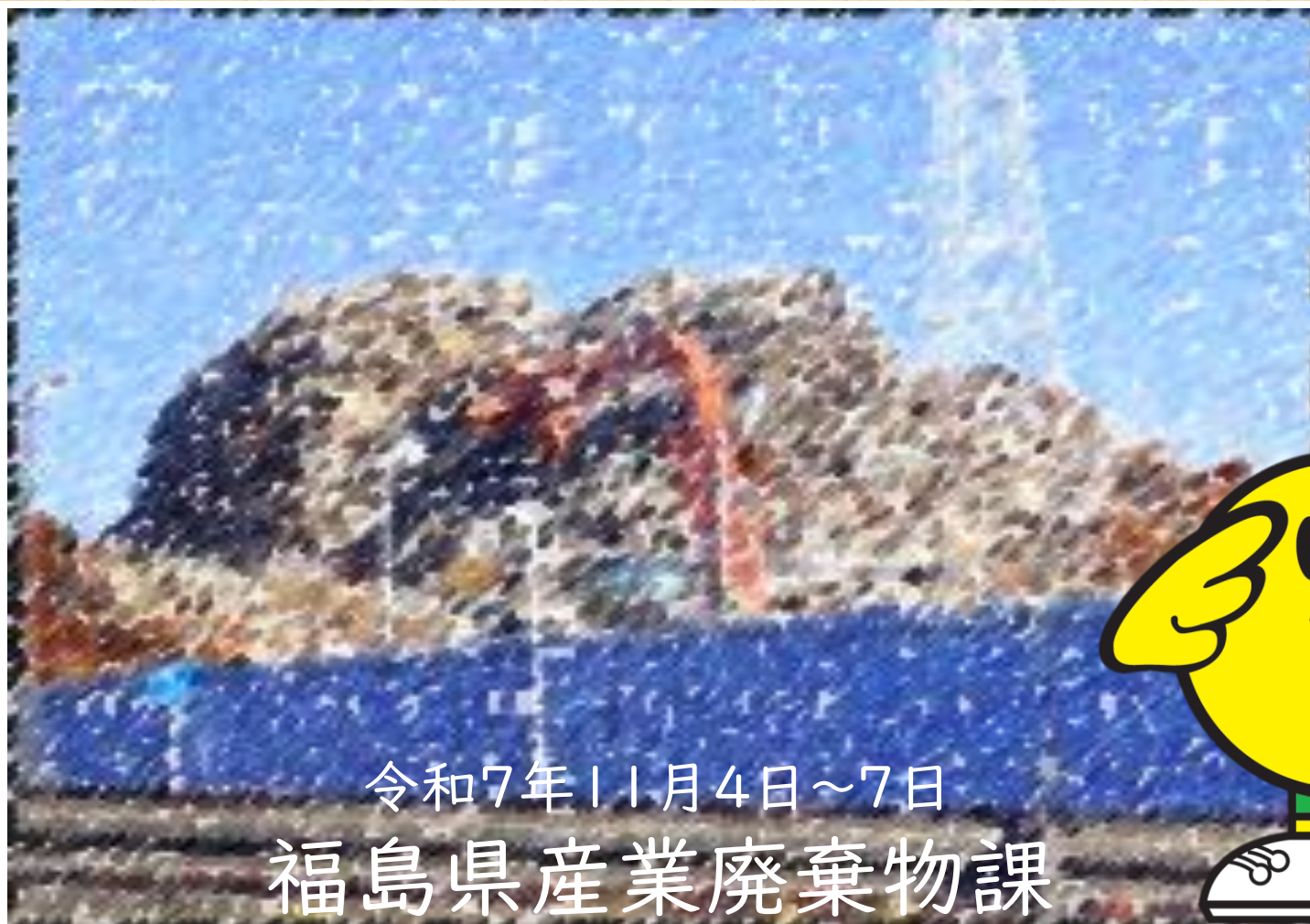


福島県特定再生資源物の屋外保管の 適正化に関する条例について

～ 金属やプラスチックなど特定再生資源物の屋外保管を
規制する条例が令和7年1月1日から施行されました ～



令和7年11月4日～7日
福島県産業廃棄物課



1 条例概要

制定の経緯

現状と課題

- ・ 使用を終了し、収集された金属やプラスチックなどの再生資源物を屋外に保管する事業場（いわゆる金属スクラップヤード）が県内にも複数存在
- ・ 県の調査により一部の屋外保管事業場において、騒音・振動、水質汚濁等の周辺環境への影響が認められた
- ・ 再生資源物は廃棄物ではないことから、その不適正な保管方法について、廃棄物処理法など既存の環境法令に基づいた行政指導には限界がある

対応

金属やプラスチックなどの再生資源物の適正な屋外保管を促すため、
「福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」を制定

<ポイント>

- ・ 再生資源物の保管方法について保管基準を定める
- ・ 敷地面積が100㎡を超える屋外保管事業場の設置には県の許可が必要

規制の対象

特定再生資源物

再生利用を目的として収集された再生資源物のうち、次のもの

・**金属** 又は **金属混合物**

(分解・破砕、圧縮その他の処理がされたものを含む)

・**プラスチック** 又は **プラスチック混合物**

(分解・破砕、圧縮その他の処理がされたものを含む)

※木材、古紙、ガラス、コンクリートなどは、特定再生資源物ではありません

屋外保管事業場

特定再生資源物の屋外保管を行う事業場

対象者

業として特定再生資源物の取引を行うため、
屋外において特定再生資源物を保管する事業者

※自らが排出した特定再生資源物を保管する場合や、
最終製品の原料として購入したものを保管する場合は対象者になりません

※また、次のものは除きます

- (1) 国 又は 地方公共団体が屋外保管を行う場合
- (2) 港湾法に規定する保管施設において屋外保管を行う場合
- (3) 屋外保管を適正に行うことができる者として、
施行規則で定めるものが屋外保管を行う場合

屋外保管を適正に行うことができる者として施行規則で定めるもの(1/2)

法令等	条項	許可、認定、委託、指定の内容
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法、廃棄物処理法)	第7条第1項の許可	一般廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る）
	第7条第6項の許可	一般廃棄物処分業者
	第9条の8第1項の認定	一般廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬又は処分に係る認定を受けた者に限る）
	第9条の9第1項の認定	一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者を含む）
	第14条第1項の許可	産業廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る）
	第14条第6項の許可	産業廃棄物処分業者
	第15条の4の2第1項の認定	産業廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬又は処分に係る認定を受けた者に限る）
	第15条の4の3第1項の認定	産業廃棄物広域処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者を含む）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第2条第1号の委託	市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る）
	第2条第2号の指定	市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る）
	第2条第4号の指定	環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集運又は運搬することが確実であると環境大臣の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る）
	第2条の3第1号の委託	市町村の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者
	第2条の3第2号の指定	市町村が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けた者
	第2条の3第4号の指定	環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者
	第9条第2号の指定	産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けた者
	第9条第4号指定	環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者
	第10条の3第2号の指定	知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって知事の指定を受けた者
	第10条の3第4号の指定	環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者

屋外保管を適正に行うことができる者として施行規則で定めるもの(2/2)

法令等	条項	許可、認定、委託、指定の内容
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	第23条第1項の認定	・認定を受けた製造業者等 ・認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管又は処分を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る）
	第32条第1項の指定	・指定法人 ・指定法人の委託を受けて積替保管又は処分を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る）
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	第10条第3項の認定	・認定事業者 ・認定事業者の委託を受けて積替保管又は処分を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管又は処分を行う者に限る）
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	第60条第1項の許可	解体業の許可を受けた者
	第67条第1項の許可	破砕業の許可を受けた者

<ポイント>

- ・上記の法令等の許可、認定、委託、指定を受けた者は、その許可等を受けた事業場内での屋外保管に限り、条例は適用されません。
- ・上記の法令等の許可を受けた場所と異なる場所に屋外保管事業場を設置する場合は、条例の許可が必要となります。
- ・屋外保管事業場内で特定再生資源物の破砕等を行う場合は、破砕等の処理に係る上記の法令等の許可等を有する者に限り、条例は適用されません。
(例：積替保管を含む産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた屋外保管事業場内で特定再生資源物の保管のみを行う場合は、条例の適用を受けませんが、破砕等を行う場合は条例が適用されます)

保管基準

特定再生資源物の屋外保管は保管基準に適合する必要があります

※この保管基準は、敷地面積100㎡を超える屋外保管事業場のみ適用されます

①保管場所

- ・ 外部から保管の状況が確認できる囲いを設置すること
- ・ 保管する特定再生資源物が表示された掲示板を設置すること

※以下の保管基準は、敷地面積にかかわらず全ての屋外保管事業場に適用されます

②汚水や油分の発生・流出等に対する措置

③振動や騒音の発生に対する措置

④火災発生・延焼防止に対する措置

⑤ねずみ・害虫の発生防止

屋外保管事業場の対象範囲

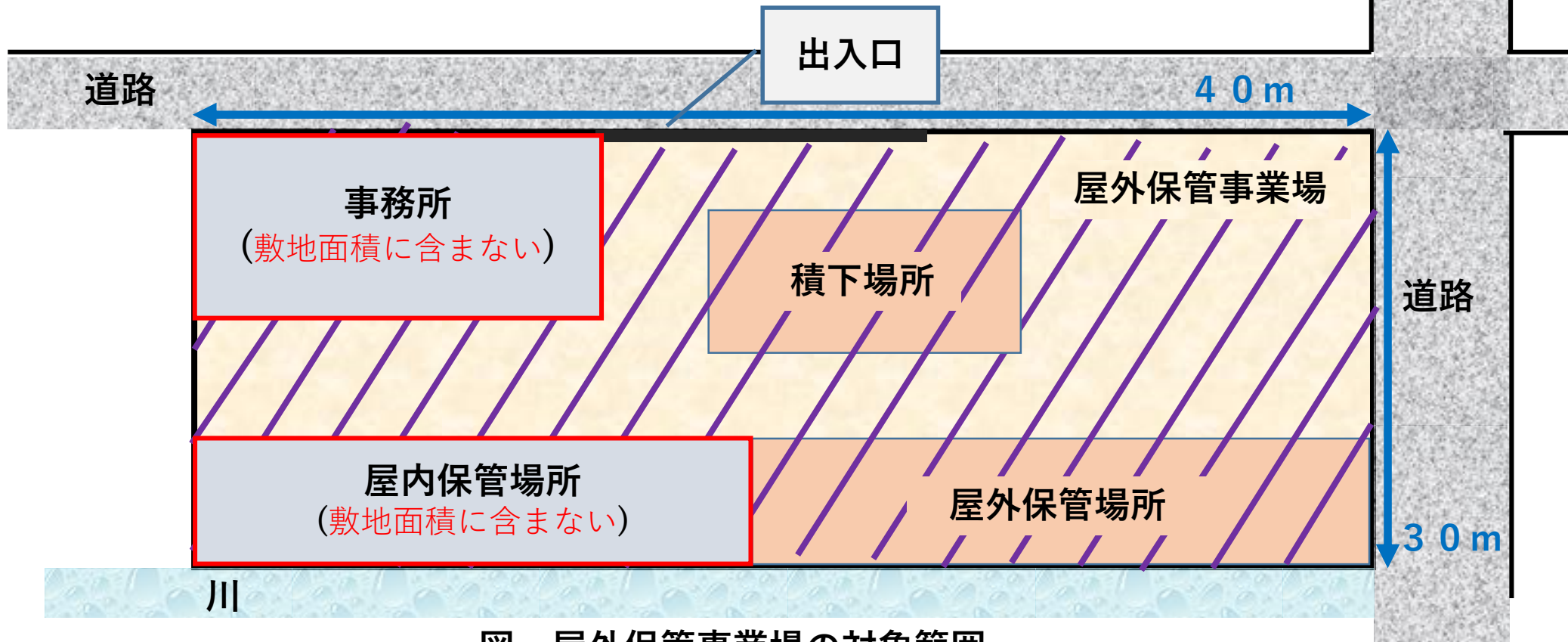


図 屋外保管事業場の対象範囲

<ポイント>

- ・ 屋外保管事業場の敷地面積は、特定再生資源物の
屋外保管の場所、保管に係る作業場所（屋外に限る）の合計
- ・ 事務所、屋内保管場所は敷地面積に含みません
(※屋内保管とは屋根があり四方が壁や扉等で囲まれ、保管物が飛散・流出しないよう密閉されている状態のこと)



敷地面積

囲いの設置(①保管場所)

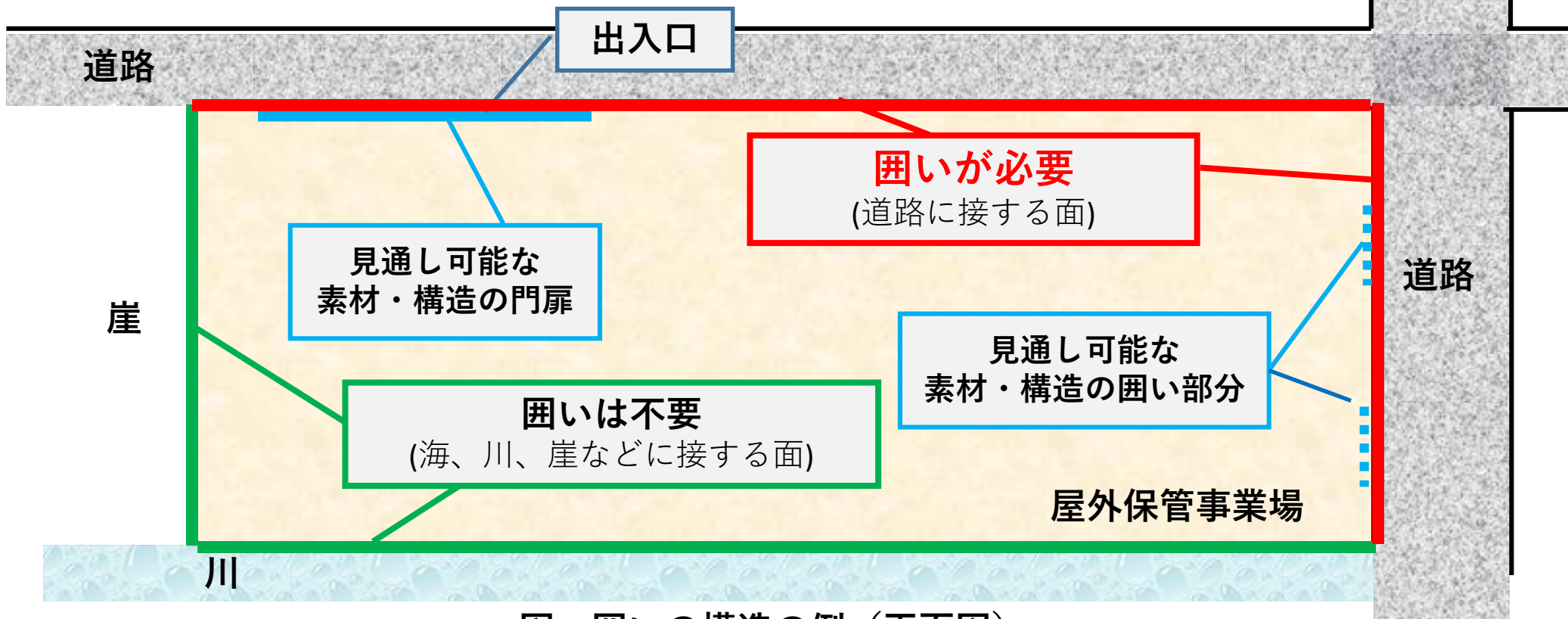


図 囲いの構造の例 (平面図)

<ポイント> ※この保管基準は、敷地面積が100㎡を超える屋外保管事業場のみ適用されます

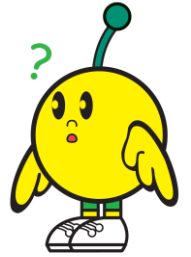
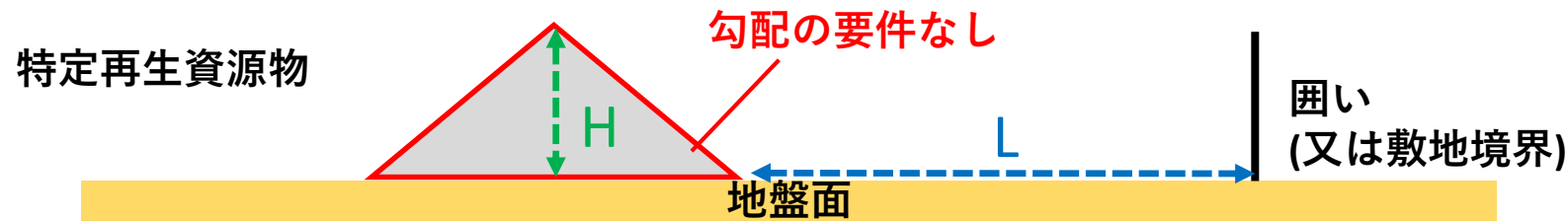
- ・ みだりに人が立ち入らないよう、原則全周囲に囲いを設けること
(※人が侵入しない海面、河川、崖等の地形と接する面の囲いは不要)
- ・ 人及び風圧等により容易に転倒、破壊されない素材・構造であること
- ・ 門扉は施錠できること
- ・ 道路に接する面の囲いの一部を見通しが良い素材、構造（可視化部分）とすること

######

保管の高さ(②汚水や油分の発生・流出等に対する措置)

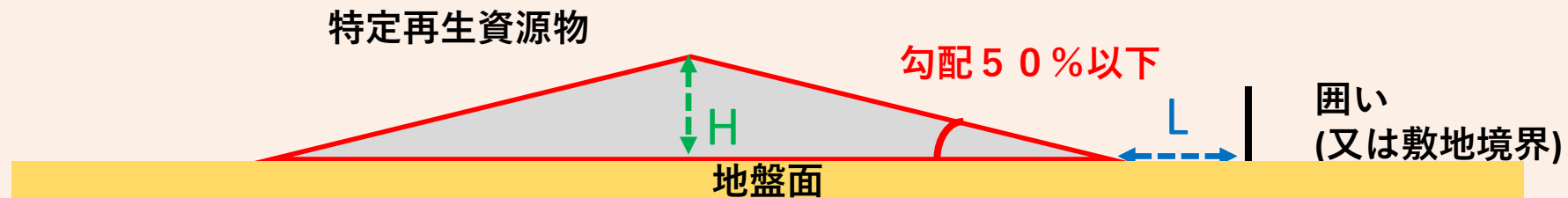
保管の高さ **Hは5 m以下** とし、次の要件を満たすこと

① 囲いに特定再生資源物の荷重がかからない場合



- 保管の場所から囲い(又は敷地境界)まで最も短い距離**LはHの1.5倍以上**とすること
- 保管する特定再生資源物の勾配の要件なし

保管の場所から囲い(又は敷地境界)まで十分な距離を確保できない場合



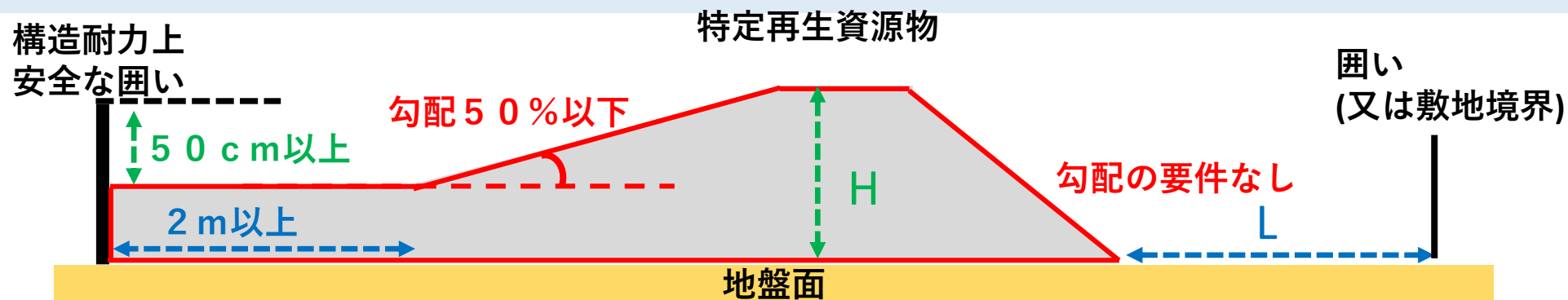
- 保管する特定再生資源物の勾配は**50%以下(角度約26.6°以下)**とすること
- 保管の場所から囲い(又は敷地境界)まで最も短い距離**Lの要件なし**

保管の高さ(②汚水や油分の発生・流出等に対する措置)

保管の高さ **Hは5 m以下**とし、次の要件を満たすこと

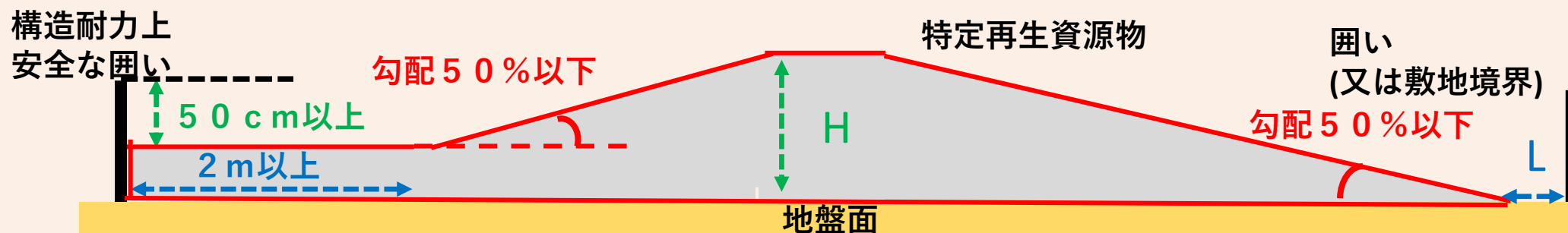
②囲いに特定再生資源物の荷重がかかる場合

- 荷重がかかる囲いから**2m以内**は**囲いの上端から50cm以上低く**すること
- 荷重がかかる囲いから**2mを超える**部分の**勾配は50%以下(角度約26.6°以下)**とすること



- 保管の場所から囲い(又は敷地境界)まで最も短い距離**LはHの1.5倍以上**
- 保管する特定再生資源物の勾配の要件なし

保管の場所から囲い(又は敷地境界)まで十分な距離を確保できない場合



- 保管する特定再生資源物の**勾配は50%以下(角度約26.6°以下)**とすること
- 保管の場所から囲い(又は敷地境界)まで最も短い距離**Lの要件なし**

油水分離装置及び排水溝 (②汚水や油分の発生・流出等に対する措置)

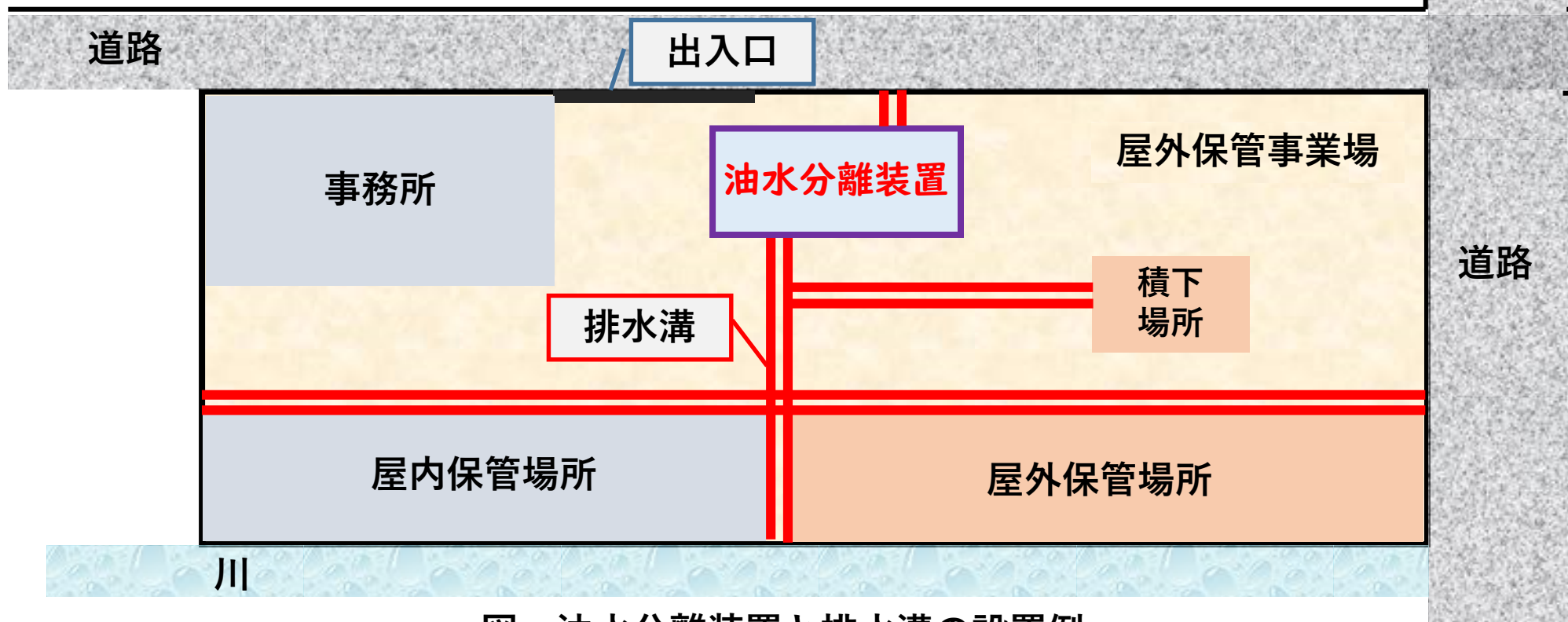


図 油水分離装置と排水溝の設置例

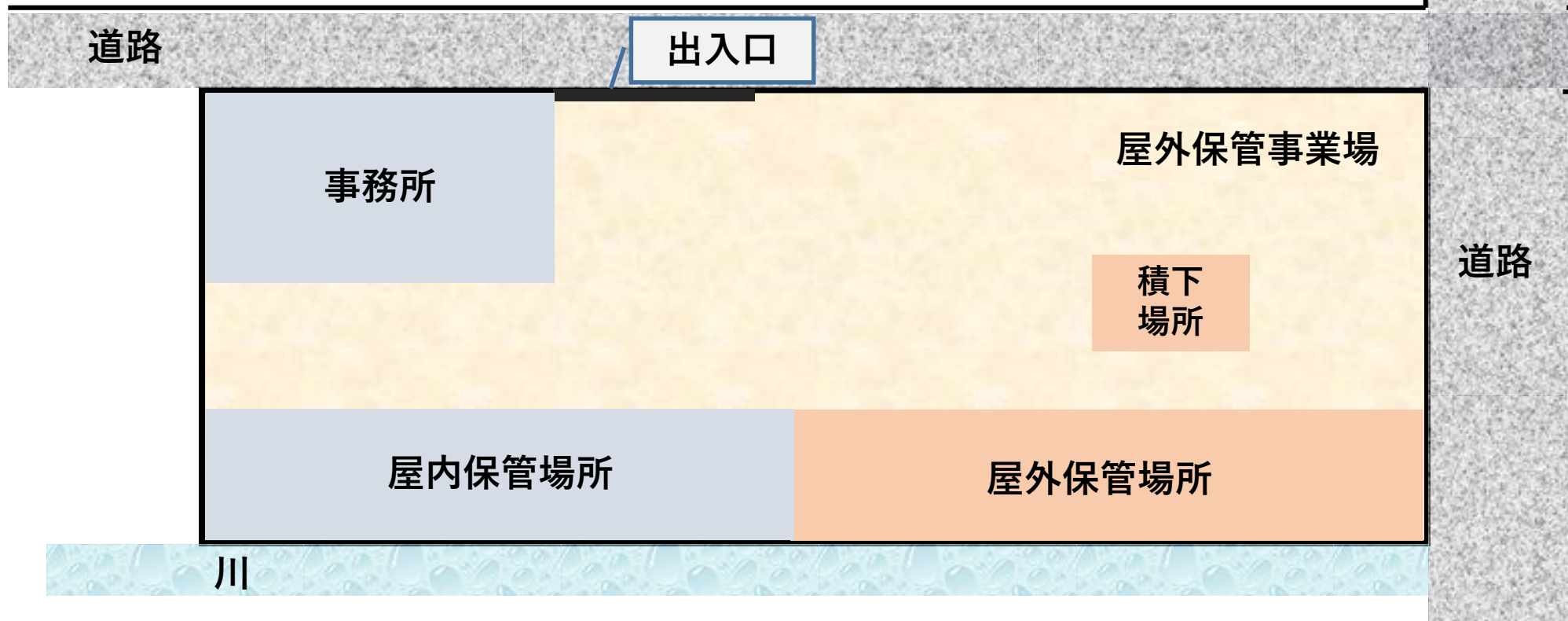
<ポイント>

汚水や油分が発生・流出する恐れがあるときは、地下浸透を防止するため

- ・ 底面をコンクリート等の不浸透性の素材で覆うこと
- ・ 油を含む汚水が自然に排水溝に集水される適切な傾斜を設けること
- ・ 排水溝と接続する適切な場所に油水分離装置を設置すること

振動・騒音等の抑止

(③振動や騒音の発生に対する措置)



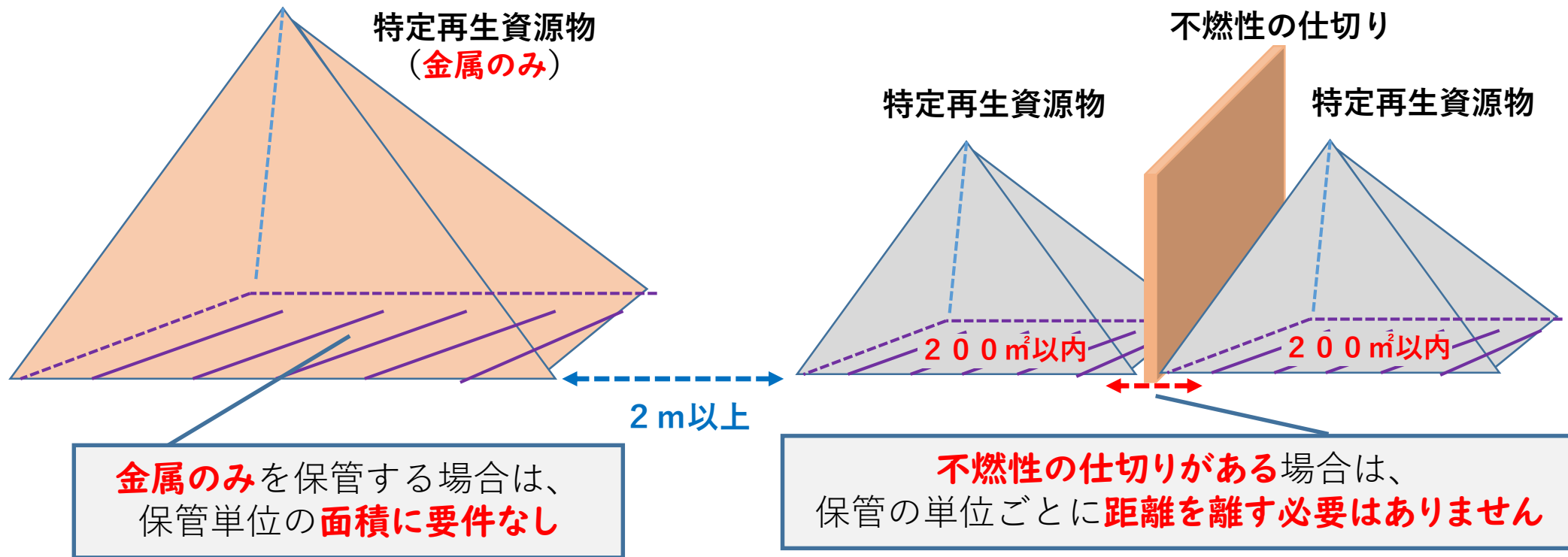
<ポイント>

屋外保管事業場において、騒音又は振動が発生する場合にあっては、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じる必要があります。

例：下記法令等の基準に準じるよう、適切な防音設備等を設置する。

- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 福島県生活環境の保全等に関する条例 など

保管の単位(④火災・延焼の防止)



<ポイント>

- ・ 特定再生资源物の1つの保管の単位の面積を200 m²以内とすること
(※金属のみを保管する場合を除く)
- ・ 保管の単位の間隔は2 m以上とすること
(※保管の単位の間には不燃性の仕切りが設置されている場合を除く)

屋外保管事業場の運営

①記録の作成

- ・許可を受けた屋外保管事業場設置者は、特定再生資源物の屋外保管に関する記録を作成し、作成の日から5年間保管する必要があります

<u>搬入</u> した場合	・搬入した特定再生資源物の種類 ・搬入年月日及び搬入元ごとの名称、排出場所、搬入量
<u>搬出</u> した場合	・搬出した特定再生資源物の種類 ・搬出年月日及び搬出先ごとの搬出量

②現場責任者

- ・屋外保管事業場ごとに現場責任者を配置する必要があります
(現場責任者が不在の場合は、特定再生資源物の搬出入や積み下ろし、保管等の作業はできません)

③立入検査

- ・保管状況の確認のため、県による定期的な立入検査を行います
- ・立入検査では①で作成した記録を確認しますので作成漏れ等にご注意ください

④事故時の措置

- ・火災その他の事故が発生したときは、応急の措置を講じるとともに、速やかに、事故の状況及び措置の概要を県に届出しなければなりません

罰則規定

違反事項	罰則
・ 許可を受けずに屋外保管事業場を設置した ・ 許可を受けずに屋外保管事業場の面積、保管する特定再生資源物の種類、保管量、保管の高さを変更した（減少を除く） ・ 不正の手段により、設置許可（更新・変更含む）、譲受けの許可を受けた ・ 保管基準に適合しない屋外保管事業場に対する措置命令、又は停止命令に従わなかった	2 年以下の拘禁刑 又は 1 0 0 万円以下の罰金
・ 許可を受けた後、県の検査を受けずに屋外保管事業場を使用した ・ 火災その他事故が発生した際に県の措置命令に従わなかった	6 月以下の拘禁刑 又は 5 0 万円以下の罰金
・ 軽微な変更又は相続の届出をしなかった ・ 県が求める報告をしなかった、又は虚偽の報告をした ・ 立入検査の拒否、妨害、忌避 ・ 検査における質問の回答拒否、虚偽回答	3 0 万円以下の罰金

<ポイント>

条例に反する上記の違反行為を行うと、
最大で 2 年以下の拘禁刑又は 1 0 0 万円以下の罰金 が科されます

2 条例にかかる手続き

手続きについて

No	申請事由	必要な手続き
1	条例施行日（令和7年1月1日）より前から屋外保管事業場を設置している者が、みなし許可を受けようとするとき	既存屋外保管事業場届出 【要綱様式第9号】
2	条例施行日（令和7年1月1日）以降、屋外保管事業場を新たに設置しようとするとき 又は 許可（又はみなし許可）を受けた屋外保管事業場の許可期限を更新しようとするとき	設置許可申請 【要綱様式第2号】
3	許可を受けた屋外保管事業場の内容を変更しようとするとき （軽微な変更を除く） ・ 屋外保管事業場の面積、保管量、保管の高さの増加 ・ 設置場所の変更、設置計画等の変更	変更許可申請 【要綱様式第4号】
4	許可を受けた屋外保管事業場の内容を変更したとき （軽微な変更） ・ 屋外保管事業場の設置者の氏名、住所の変更 ・ 屋外保管事業場の面積、保管量、保管の高さの減少	軽微変更等届出 【要綱様式第5号】
5	許可を受けた屋外保管事業場を譲受け又は借受けしようとするとき	譲受け等許可申請 【要綱様式第6号】
6	許可を受けた屋外保管事業場の設置者（法人）が合併又は分割したとき	合併等認可申請 【要綱様式第7号】
7	屋外保管事業場を相続したとき	相続届出 【要綱様式第8号】

既存屋外保管事業場届出(①経過措置、みなし許可について)

令和7年1月1日より前から屋外保管事業場を設置している場合は経過措置があります

令和7年1月1日以降に新たに屋外保管事業場を設置する場合は許可が必要です

届出期間内の届出で「みなし許可」とします

令和7年1月1日
(条例施行日)

令和7年12月31日
(経過措置期間の末日)

<ポイント>

- ・ 令和7年(2025年)1月1日(条例施行日)時点で、屋外保管事業場を既に設置している事業者(※)は、届出期間内に届け出ることにより、令和7年(2025年)1月1日(条例施行日)に許可を受けたものとみなします。

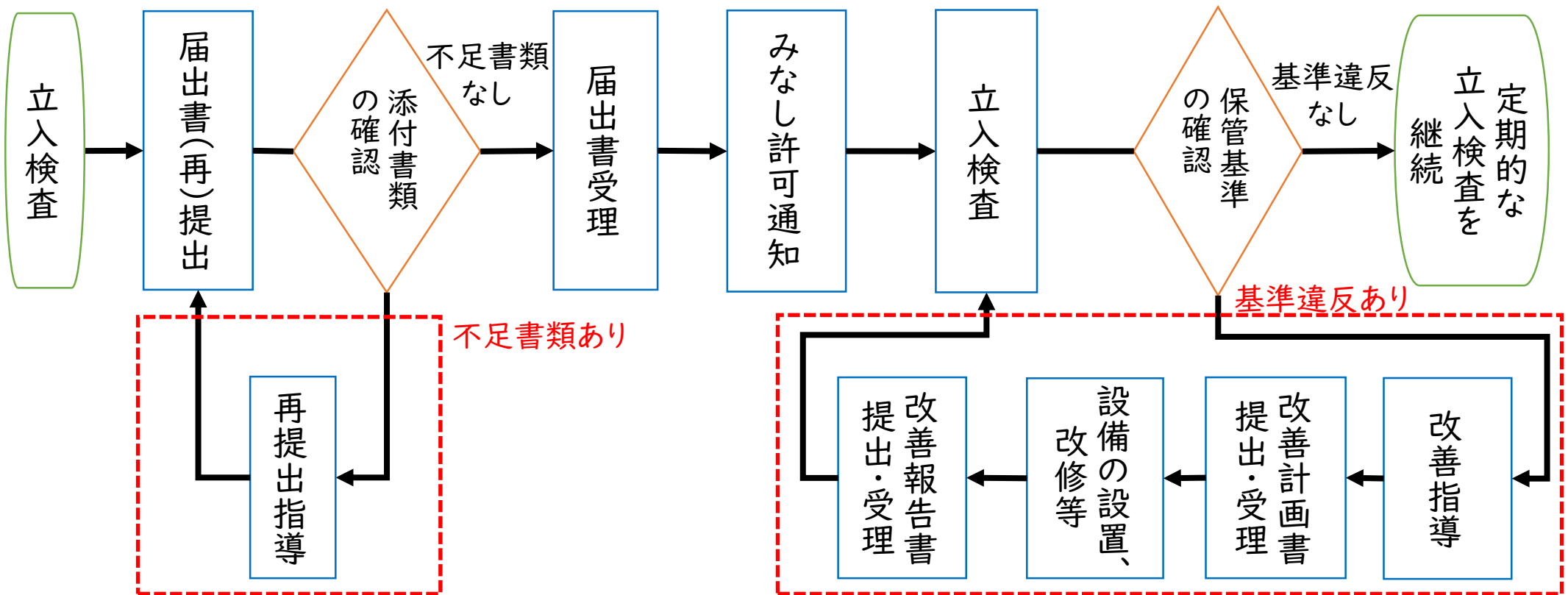
(みなし許可)

- ※ 設置とは実際に特定再生資源物の収集を行っている状態をいい、単に建物が立っている状態は設置となりません。

届出期限：令和7年12月31日(※)

- ※ 各地方振興局の受付窓口の令和7年中の営業日は12月26日(金)までです。
届出期限間近は受付窓口の混雑が予想されますので余裕を持った届出をお願いします。

既存屋外保管事業場届出(②届出フロー)



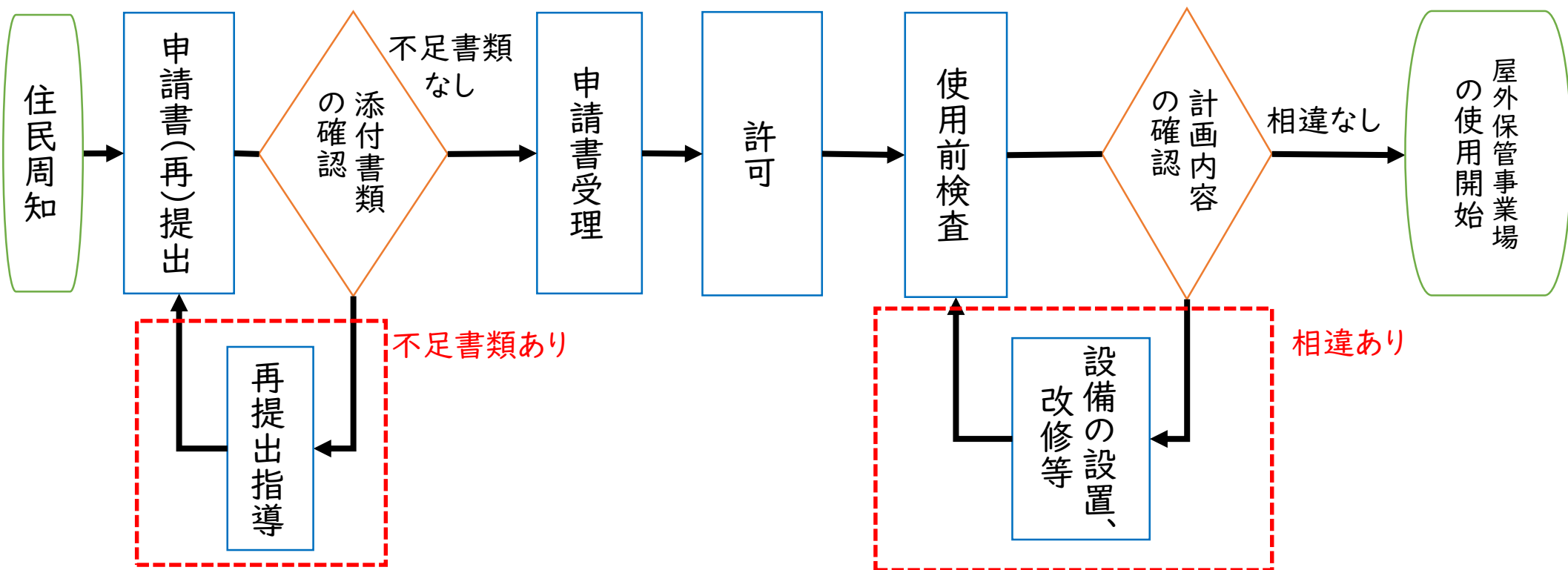
<ポイント>

- ・ みなし許可とは、必要な添付書類が揃っている届出書が受け付けられた場合、許可を受けたものとみなす制度です。
(必要に応じて、提出された届出書に関して補正を求めることがあります)
- ・ 届出の内容やみなし許可後の立入検査等において、保管基準違反等が確認された場合は改善指導を行います。
- ・ 届出期限間近は受付窓口の混雑が予想されますので、余裕を持って届け出るようお願いします。

既存屋外保管事業場届出(③届出書類について)

No	添付書類	備考
	既存屋外保管事業場届出書	・ 要綱様式第9号により作成してください。
1	平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、見取図	・ 図面等の作成方法は手引きをご確認ください。
2	土地の登記事項証明書、公図の写し	・ 土地の登記事項証明書は屋外保管事業場の全ての範囲分が必要です。 ・ 地目が農地でないことを確認してください。
3	土地を使用する権原を有することを証する書類	・ 土地賃貸借契約書、承諾書等
4~5	【法人のみ】 定款又は寄付行為、登記事項証明書、直近事業年度の法人税、法人事業税の滞納がないことを証する書類、確定申告書の写し、財務諸表	・ 法人事業税（県税事務所で発行が可能です）
6~7	【個人のみ】 前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類及び確定申告書の写し、申請者の住民票の写し、条例第8条第1項第2号アに該当しないことの審査に必要な書類（※）、	※ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、医師の診断書、認知症に関する試験結果
8	申請者が条例第8条第1項第2号アからタに該当しないことを誓約する書類	・ 手引き様式第1号（誓約書）を添付してください。
9~12	法定代理人、役員、株主又は出資者、使用人の住民票の写し、これらの者が条例第8条第1項第2号アに該当しないことの審査に必要な書類	
13	日本国における在留資格及び在留期間が確認できる書類	・ 在留カード等により役員として有効な在留資格を有していることを確認してください。
14	屋外保管事業場の維持に関する計画	
15~18	油水分離槽及び排水溝の管理方法、汚水若しくは油分の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止方法、騒音又は振動による生活環境保全上の支障の防止の方法	
19	保管している特定再生資源物及びその種類ごとの数量を記載した記録の写し	
20	委任状	

新規設置許可申請(①申請フロー)



<ポイント>

- ・敷地面積が **100㎡を超える** 屋外保管事業場を新たに設置するには、県の許可を受ける必要があります。
- ・1つの法人（又は個人）が複数の屋外保管事業場を経営している場合であっても、屋外保管事業場 **ごと** に許可を受けなければなりません。
- ・新たに屋外保管事業場を設置しようとする場合、**申請前に住民周知**を行う必要があります。（住民の同意を得る必要はありません）
- ・県の許可を受け、**使用前検査に合格した後**でなければ、屋外保管事業場の使用はできません。
- ・屋外保管事業場の使用を続ける場合は5年ごとに更新許可を受ける必要があります。

新規設置許可申請(②申請書類について)

No	添付書類	備考
	許可申請書	・要綱様式第2号により作成してください。
1	平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、見取図	・図面等の作成方法は手引きをご確認ください。
2	土地の登記事項証明書、公図の写し	・土地の登記事項証明書は屋外保管事業場の全ての範囲分が必要です。 ・地目が農地でないことを確認してください。
3	土地を使用する権原を有することを証する書類	・土地賃貸借契約書、承諾書等
4~5	【法人のみ】 定款又は寄付行為、登記事項証明書、直近事業年度の法人税、法人事業税の滞納がないことを証する書類、確定申告書の写し、財務諸表	・法人事業税（県税事務所で発行が可能です）
6~7	【個人のみ】 前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類及び確定申告書の写し、申請者の住民票の写し、 条例第8条第1項第2号アに該当しないことの審査に必要な書類（※）、	※ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の 登記事項証明書、医師の診断書、 認知症に関する試験結果
8	申請者が条例第8条第1項第2号アからタに該当しないことを誓約する書類	・手引き様式第1号（誓約書）を添付してください。
9~12	法定代理人、役員、株主又は出資者、使用人の住民票の写し、これらの者が 条例第8条第1項第2号アに該当しないことの審査に必要な書類	
13	日本国における在留資格及び在留期間が確認できる書類	・在留カード等により役員として有効な在留資格を有していることを確認してください。
14	屋外保管事業場の維持に関する計画	
15~18	油水分離槽及び排水溝の管理方法、汚水若しくは油分の飛散、 流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止方法、 騒音又は振動による生活環境保全上の支障の防止の方法	
19	地域住民等への説明結果	・手引き様式第2号を添付してください。 ・住民の同意を求めるものではありません。
20	委任状	

申請手数料について

申請内容	手数料
屋外保管事業場の設置の <u>新規</u> 許可申請 (屋外保管事業場を新たに設置する際の手続き)	60,000円
屋外保管事業場の設置の <u>更新</u> 許可申請 (屋外保管事業場の設置の許可(又はみなし許可)を受けた者が、 5年ごとに更新を受ける際の手続き)	51,000円
屋外保管事業場の設置の <u>変更</u> 許可申請 (許可を受けた屋外保管事業場の面積、保管量、保管の高さ、 設置計画等の変更の際の手続き(下記の軽微変更届出を除く))	46,000円
屋外保管事業場の設置の <u>許可の譲受け、借受け</u> 許可申請 (許可を受けた屋外保管事業場を他者から譲受ける又は借受ける際の手続き)	34,000円
屋外保管事業場の <u>設置者(法人)の合併又は分割</u> の認可申請 (許可を受けた屋外保管事業場設置者の合併又は分割の際の手続き)	34,000円
その他手続き ・ <u>経過措置にかかる届出(みなし許可)</u> ・ 軽微変更届出 ・ 相続届出	なし

申請・届出先

管轄地域	受付窓口	所在地・連絡先
福島市、二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡	県北地方振興局 県民環境部 環境課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16（北庁舎4階） 電話：024-521-2722
郡山市、須賀川市、田村市、 岩瀬郡、石川郡、田村郡	県中地方振興局 県民環境部 環境課	〒963-8540 郡山市麓山1-1-1 電話：024-935-1502
白河市、西白河郡、東白川 郡	県南地方振興 県民環境部 環境課	〒961-0971 白河市昭和町269 電話：0248-23-1420
会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡	会津地方振興局 県民環境部 環境課	〒965-8501 会津若松市追手町7-5 電話：0242-29-3908
南会津郡	南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	〒967-0004 南会津町田島字根小屋4277-1 電話：0241-62-2061
相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡	相双地方振興局 県民環境部 環境課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30 電話：0244-26-1237
いわき市	いわき地方振興局 県民部 県民生活課	〒970-8026 いわき市平字梅本15 電話：0246-24-6203

※ 開庁時間 8：30～17：15（土日祝日、年末年始（12／29～1／3）除く）

3 届出・申請事務Q&A

～これまでの事例を受けて～
～事前質問～

質問・事例	回答
Q 1 既存屋外保管事業場の届出にあたり、保管基準を満たしていない場合、届出を受け付けてもらえないのか。	A 1 保管基準違反の有無に関わらず、条例施行規則附則 3 に規定する書類及び図面の添付された届出であれば受け付けます。
Q 2 保管基準に適合しない場合はいつまでに是正する必要があるのか。	A 2 各地方振興局とも相談の上、合理的期間内（資材発注、工期等に必要な期間）に是正をお願いします。
Q 3 平面図、立面図、断面図はどのようなものを作成すればよいかわからない。	A 3 手引きに図面等の作成例の記載がありますのでそちらをご確認ください。
Q 4 既に設置されている囲いなどの構造がわからない。	A 4 既存屋外保管事業場の場合、囲いの構造図等は必要ありません（平面図、立面図には記載してください）。
Q 5 土地の登記事項証明書を取得したら、農地転用していない土地（または市町村の土地）であった。	Q 5 まずは所在地を管轄する市町村又は農業委員会に相談してください。
Q 6 住民票の写しに本籍地の記載がない。外国人においては、在留資格が省略となっている。	A 6 本籍地、在留資格等の記載がある住民票の写しを取得してください。

質問・事例

回答

Q 7 申請書類に添付する屋外保管事業場の用に供する土地の登記事項証明書について、敷地が数筆に分かれている場合、土地の謄本がすべて必要か。また公図についても同様か。

A 7 土地の登記事項証明書は屋外保管事業場の対象範囲（スライド7 p 参照）内のすべてが必要です。公図についても同様です。

Q 8 既存屋外保管事業場届出書（様式第1号）の第1面、屋外保管事業場設置の場所について、敷地全部の地番を記入するのか、屋外保管場所に係る部分だけでよいか。

A 8 屋外保管事業場の対象範囲すべての住所を記載してください。

Q 9 敷地の範囲の考え方について、同一事業者の所有又は使用地でも、別事業で使用している場合は。

A 9 明らかに屋外保管の用に供していない場所は屋外保管事業場の敷地としては取り扱いません。

4 様式集

様式集

○ 福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例施行規則に関する書類の様式に関する要綱

様式番号	様式名
様式第2号	屋外保管事業場設置許可申請書
様式第3号	屋外保管事業場使用前検査申請書
様式第4号	屋外保管事業場変更許可申請書
様式第5号	屋外保管事業場軽微変更等届出書
様式第6号	屋外保管事業場譲受け等許可申請書
様式第7号	屋外保管事業場設置者合併等認可申請書
様式第8号	屋外保管事業場設置者相続届出書
様式第9号	既存屋外保管事業場届出書

○ 福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例許可申請等の手引き

様式番号	様式名
別紙様式第1号	誓約書
別紙様式第2号	地域住民等への周知結果について

<ポイント>

- ・ 県産業廃棄物課ホームページより要綱、手引きをダウンロードできます。
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/scrap-jourei.html>)